

サンマリノの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

サンマリノ共和国（以下「サンマリノ」という）は、イタリア半島中東部にある内陸の小国である。公用語はイタリア語である。国土の面積は 61 平方キロメートルであり、ニューヨークのマンハッタン島と同じくらいである。国土の標高は高く、ティターノ山の山頂（標高 749 メートル）からは、アドリア海を一望することができる。人口は約 33,000 人であるが、サンマリノは消費税が無い買物天国であることから、国外から年間約 300 万人以上の観光客が訪れる。サンマリノは、周囲をイタリアに囲まれているため、歴史的・地理的・経済的に、イタリアとの関係が強い。イタリアはサンマリノに対し、通信や郵便等の運営協力をを行っている²。また、サンマリノは、1992 年に国際連合及び国際通貨基金（IMF）に加盟したものの、欧州連合（EU）には加盟していないが、1999 年より、イタリアとともにユーロを導入している。イタリアとの通貨・関税政策の同一歩調の見返りとして、サンマリノはイタリアから財政援助を受けている。

サンマリノの歴史は、301 年に石工マリノらが、ローマ帝国皇帝によるキリスト教徒迫害から現在のサンマリノの地にあるティターノ山に逃がれて立てこもり、共和国を建国したことから始まるといわれる。以後、中世を通じて、天然の要塞を利用し外敵の侵入を防いで自由と独立を守り、1631 年にはローマ教皇から独立を認められた。サンマリノが今日まで 1700 年以上にわたり、独立を維持してこられたのは、その断崖絶壁の地形にあるといわれている。サンマリノは、19 世紀のイタリア統一には参加せず独立国として残り、1862 年、統一されたイタリア王国との間で友好善隣条約を締結した³。このような長い歴史を有するサンマリノは、現存する国家の中で最も古い共和国であることで有名である。

サンマリノには、城塞警備隊、大評議会衛兵憲兵隊及び民兵隊から構成される護衛隊があるが⁴、通常の意味での軍隊は無い（但し、特別の状況にある場合、16 歳以上の国民は、国

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 外務省「サンマリノ共和国基礎データ」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sanmarino_r/data.html#section2

³ 本稿におけるサンマリノの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2016 年版』（二宮書店、2016 年）343 頁等を参照した。

⁴ 外務省・前掲「サンマリノ共和国基礎データ」

家防衛のため、召集されることがある⁵⁾。

サンマリノの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、ローマ法の影響を受けてきた。民法、商法及び民事訴訟法の分野においては、「jus commune」（以下「ユス・コムーネ」という）⁶⁾というローマ法における伝統的な法制度が維持されており、過去数百年にわたり公布されてきた制定法、慣習法、ローマ法の混合したものとなっている。刑事法の分野においては、1865年の刑法典及び1878年の刑事訴訟法典（いずれも、制定後、改正を受けている）がある⁷⁾。

II 憲法

サンマリノは不文憲法国であり、成文の憲法典は存しない。過去にできた法律や制度が国家の基本構造を形成しており、アレンゴ、大評議会、執政等の制度は、13世紀には既に存在していた⁸⁾。サンマリノでは、今日までに、数多くの憲法的内容に関する成文法及び宣言が公布されている。例えば、1600年には、それまでの法典を統合した「国法」が制定されたが、その最初の2章は現在でも憲法としての役割を有する⁹⁾。1600年の「国法」は、今日に至るまで、たびたび改正してきた。1926年の「選挙法」は、2008年に改正された。また、1974年には「市民権及びサンマリノの憲法的秩序の基本原理に関する宣言」が公布された¹⁰⁾。統治機構及び人権に関する主要な規定を含む当該宣言は、2000年及び2002年に改正された¹¹⁾。また、2005年の「憲法的法律」もある。このように、サンマリノには、「憲法典」は存しないものの、統治機構及び人権に関する数多くの個別の法律・宣言が制定され、実質的意味での憲法を形作っている。

1 統治機構

（1）アレンゴ

アレンゴ（Arengo）は、当初は各家庭の戸主の集まりであり、かつては国家の主権機関

⁵⁾ <http://www.sanmarino.sm/on-line/en/home/institutions/military-and-police-corps.html>

⁶⁾ 「jus commune」（ユス・コムーネ）とは、大陸法において、全ての人に一様に適用される法原則・法律を意味する（鴻常夫・北沢正啓編『英米商事法辞典〔新版〕』（商事法務研究会、1998年）534頁）。「普通法」、「一般法」とも呼ばれる。

⁷⁾ 『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME IV』（ABC CLIO、2002年）1402頁。

⁸⁾ 西修著「世界の憲法見てある記⑬ サン・マリノ」（『国会月報 37-502』（国会資料協会、1990年）所収）78頁。

⁹⁾ 西修著「成立状況からみた憲法の分類（1）」（『法学論集 50』（駒澤大学法学部、1995年）所収）67頁。

¹⁰⁾ 前掲『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME IV』1402頁。

¹¹⁾ 2002年改正後の「市民権及びサンマリノの憲法的秩序の基本原理に関する宣言」の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/sm/sm028en.pdf>

として大きな権限を有していた。立法権を大評議会に譲った後も、法令の修正権および提案権を有している。アレンゴが提出した法令案は、6か月以内に大評議会で審査されなければならない。アレンゴは年に2回以上招集され、多くの提案・請願が行われる¹²。

(2) 大評議会

サンマリノにおける議会にあたる大評議会（Consiglio Grande e Generale）は、一院制である。大評議会は、法律・規則の制定、予算の承認、条約の批准、外交使節の任命、恩赦、国家公務員の任命等の権限を有する。大評議会の議員は、9つの行政区から比例代表制の直接選挙により選出された60名であり、任期は5年である¹³。

2005年の「憲法的法律」によると、大評議会は、国家会議又は各長官に対する不信任を決議することができる。不信任決議を受けた国家会議又は長官は、辞職しなければならない¹⁴。

(3) 執政

サンマリノの執政（Capitani Reggenti）は、国家元首と政府代表の2名がいる。いずれも、大評議会の議員の中から、大評議会により互選される。執政が常に2名とされ、任期は6か月と短く、再選は3年間認められないのは、独裁化を防ぐためであるといわれている。執政の就任式は、毎年、4月1日と10月1日に行われ、同時にアレンゴも開催される。2名の執政は、アレンゴ、大評議会、国家会議、12人評議会を主宰する¹⁵。2005年の「憲法的法律」によると、執政は、国家を代表し、憲法的秩序の最高の保護者たる機能、公権力や国家機関を監視する機能を有する。執政の職責は、①法律で認められた場合に大評議会を解散すること、②大評議会の刷新のための選挙会議を招集すること、③国家会議の職務に協力すること、④国民投票・国民提案・請願を受け付け、適正に処理されているかを監視すること、⑤大評議会により採択された法律・規則を公布すること等である¹⁶。

(4) 国家会議

国家会議（Congresso di Stato）は、内閣に相当するもので、大評議会により選任された10名の長官で構成される¹⁷。国家会議の構成員の任期は、大評議会の立法期と同じである¹⁸。正式には首相に相当する職は無いが、外務・政務長官が実質上、首相としての役割を担って

¹² 西修・前掲「成立状況からみた憲法の分類（1）」67頁。

¹³ 西修・前掲「成立状況からみた憲法の分類（1）」67頁。

¹⁴ <http://www.sanmarino.sm/on-line/en/home/institutions/great-and-general-council.html>

¹⁵ 西修・前掲「成立状況からみた憲法の分類（1）」67頁。

¹⁶ <http://www.sanmarino.sm/on-line/en/home/institutions/captains-regent.html>

¹⁷ 西修・前掲「成立状況からみた憲法の分類（1）」67頁。

¹⁸ 外務省・前掲「サンマリノ共和国基礎データ」

いる¹⁹。

国家会議の職責は、①外交政策を実行すること、②一般的な行政政策を決定すること、③長官間の権限に関する紛争を解決すること、④法案を提出すること等である²⁰。

(5) 12人評議会

12人評議会(Consiglio dei XII)は、最高裁判所及び行政裁判所に相当するもので、12名の評議員は大評議会により選任される。12人評議会の会議は、月1回開催される。

12人評議会の職責は、現在では主に行政的権限に限られており、①外国人による不動産の購入の許可、②会社による不動産の購入の許可、③非営利の団体・基金の管理に対する監督等である²¹。

サンマリノの裁判官は、軽微な民事事件を扱う治安判事を除き、外国人（大部分はイタリアからの赴任者）である。人口が少ないサンマリノでは、サンマリノ人が裁判官になると、血縁関係等から情実に流され、裁判の公正を害するおそれがあると考えられたためである²²。

(6) 法令の憲法適合性に関する保護者会議

「市民権及びサンマリノの憲法的秩序の基本原理に関する宣言」の2002年改正により、「法令の憲法適合性に関する保護者会議」という国家機関が設立された（16条）。従来、法令の憲法適合性に関する審査の機能は大評議会の権限とされていたが、第三者機関である「法令の憲法適合性に関する保護者会議」に権限を移譲したものである。

当該会議は、3名の構成員及び3名の補欠構成員からなる。これらの者は、法律の分野で20年以上の経験を有する大学教授、下級裁判官及び法学部卒業者の中から、大評議会の3分の2の多数決により選出される（外国人であってもよい）。当該会議の職責は、①法律、法的効力のある規則・慣習法につき、憲法適合性を審査すること、②国民投票の提案が受容可能かを決定すること等である²³。

2 人権

サンマリノは、成文の憲法典を有しないが、今日までに、多くの憲法的内容に関する成文法及び宣言が公布されている。また、サンマリノは、欧州人権条約に加盟している。サンマリノからは、少なくとも1名が、欧州人権裁判所に派遣されている²⁴。

1974年には「市民権及びサンマリノの憲法的秩序の基本原理に関する宣言」が公布され、

¹⁹ 前掲『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME IV』1402頁。

²⁰ <http://www.sanmarino.sm/on-line/en/home/institutions/congress-of-state.html>

²¹ <http://www.sanmarino.sm/on-line/en/home/institutions/council-of-the-twelve.html>

²² 西修・前掲「成立状況からみた憲法の分類（1）」67～68頁。

²³ <http://www.sanmarino.sm/on-line/en/home/institutions/guarantors146-panel-on-the-constitutionality-of-rules.html>

²⁴ 前掲『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME IV』1403頁。

2000 年と 2002 年に改正された。この宣言は、主要な人権に関する規定を含んでおり、重要な規定である。例えば、平等権（4 条）、市民的・政治的自由、集会結社の自由、思想良心の自由、信教の自由及びプライバシー権（6 条 1 項）、選挙権及び被選挙権（7 条）等である。

「市民権及びサンマリノの憲法的秩序の基本原理に関する宣言」の特徴的な規定としては、例えば、以下のものが挙げられる。

- ①人権及び基本的自由に関する国際条約・宣言が、サンマリノの憲法的秩序に統合された一部であることが明記されていること（1 条）。
- ②慣習法及び「ユス・コムーネ」は、制定法が存しない場合に法源を構成することが明記されていること（3 条の 2 第 6 項）。
- ③芸術的・科学的自由及び無償教育の保障が明記されていること（6 条 2 項）。
- ④国は、歴史的・芸術的遺産及び自然環境を保護すべきことが明記されていること（10 条 3 項）。
- ⑤非嫡出子を嫡出子と同様に保護すべきことが明記されていること（12 条 3 項）。
- ⑥共和国防衛の義務が明記されていること（13 条）。

III 民法

サンマリノでは、民法典は今日まで制定されたことがなく、その代わり、「ユス・コムーネ」というローマ法における伝統的な法制度が現在でも主要な役割を果たしている。即ち、現在のサンマリノでは、制定法が存在しない分野・事項については、「ユス・コムーネ」が適用される²⁵。このように、サンマリノは、「ユス・コムーネ」が法典化されることなく、今まで適用され続けている唯一の国であるといわれている²⁶。

IV 会社法

外国人・外国企業がサンマリノ国内に子会社を設立する場合、表 1 のとおり、有限会社又は株式会社とすることが可能である。サンマリノの法人税率は 17% と非常に低率であることから、外国からの投資が多い（ちなみに、イタリアの法人税率は 27.5% である）。

表 1：サンマリノで設立が認められている主な会社

名称	イタリア語	説明
有限会社	Società a responsabilità	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負

²⁵ Andrea Vicari, *COUNTRY REPORT: SAN MARINO*, Vol. 18, 2, The Columbia Journal of European Law Online, 81 (2014)

²⁶ ピーター・スタイン著、屋敷二郎監訳『ローマ法とヨーロッパ』（ミネルヴァ書房、2003 年）163 頁。

	limitata (S.r.l.)	う社員のみからなる会社。最低資本金額は 25,500 ユーロである。出資者は 1 名でもよい。
株式会社	Società per Azioni (S.p.A.)	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う株主のみからなる会社。最低資本金額は 77,000 ユーロである。株主は 2 名以上でなければならない。

有限会社 (Società a responsabilità limitata (S.r.l.)) と株式会社 (Società per Azioni (S.p.A.)) はいずれも、出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う社員・株主のみからなる会社である。最低資本金額は、有限会社は 25,500 ユーロ、株式会社は 77,000 ユーロである。有限会社の出資者は 1 名でもよいのに対し、株式会社の株主は 2 名以上でなければならない。いずれの会社の場合も、当初の資本金額の半分以上の出資を、会社登記日から 60 日以内に履行し、残りは 3 年以内に履行しなければならない。また、いずれの会社の場合も、1 名の取締役又は取締役会のいずれかを置くが、取締役がサンマリノの居住者であるか否かは問わない。いずれの会社も、①資本金額が 77,000 ユーロ以上であるか、又は②商品・サービスの収入額が 2 年連続で 200 万ユーロを超えた場合、1 名の監査役（サンマリノの居住者に限る）を置かなければならぬ。そして、商品・サービスの収入額が 2 年連続で 730 万ユーロを超えた場合、3 名又は 5 名からなる監査役会（監査役の過半数は、サンマリノの居住者に限る）を置かなければならぬ²⁷。

有限会社は、最低資本金が比較的低額であることと、機関設計の自由度が高いことから、中小規模の企業に適するのに対し、株式会社は、比較的大規模な企業や多数の株主がいる企業に適するといえよう。

V 民事訴訟法

民事訴訟事件の場合、①第一審は法律委員会により審理され、第二審は民事上訴裁判官により審理されるケースと、②第一審は下級裁判官により審理され、第二審は法律委員会により審理されるケースとがあるが、いずれのケースに該当するかは訴額によって異なる。これらの裁判所の裁判官は大評議会により選任される。任期は 4 年であるが、期限の定めなく更新される事ができる。法律委員会及び民事上訴裁判官は単独審であり、陪審制は採用されていない²⁸。

VI 刑事法

²⁷ サンマリノ商務庁のウェブサイトを参照。

<http://www.cc.sm/default.asp?id=518>

²⁸ 前掲『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME IV』1402～1403 頁。

サンマリノの刑法典は 1865 年に、刑事訴訟法典は 1878 年に制定されたものであるが、今日までに、いずれも改正されている²⁹。

刑事訴訟事件の場合、第一審は法律委員会又は刑事上訴裁判官により審理される。刑事上訴裁判官は、3 年を超える拘禁刑の判決を下すケースを管轄する。法律委員会による判決に対しては、刑事上訴裁判官に上訴することができる。刑事上訴裁判官による判決に対しては、上訴することができない。法律委員会及び刑事上訴裁判官は単独審であり、陪審制は採用されていない。恩赦等は、大評議会が行うことができる³⁰。

なお、サンマリノには、城塞警備隊、大評議会衛兵憲兵隊及び民兵隊から構成される護衛隊がある³¹。このように、小規模な警察組織はあるものの、国土の周囲をイタリアに囲まれているため、軍事組織は有しない。

VII 参考資料

以上、サンマリノ法の概要を簡単に紹介してきた。サンマリノ法についての日本語の文献・論文等は極めて少ないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。英語の文献・論文等も多いとはいえないが、サンマリノの公式ポータルサイト³²には、国家機関等についての説明があり、参考になる。また、「Globalex」というウェブサイトの中の「Finding the Law - the Micro-States and Small Jurisdictions of Europe」³³には、英語による情報源及び調査方法等についての若干の記述がある。とはいっても、前述したとおり、サンマリノの法制度は、ローマ法における「ユス・コムーネ」や慣習法の占める比重が大きいことから、英語での調査には大きな困難を伴う。

今後は、サンマリノの法制度に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.44 No.4』（国際商事法研究所、2016 年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第 43 回 サンマリノ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁹ 前掲『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME IV』1402 頁。

³⁰ 前掲『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME IV』1402～1403 頁。

³¹ 外務省・前掲「サンマリノ共和国基礎データ」

³² <http://www.sanmarino.sm/on-line/en/home.html>

³³ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Microstates.html>